様式１-2

※適用除外となる社会保険がある場合は、本書を提出してください。

**社会保険等に関する誓約書**

１当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

（※該当する保険をマークしてください。）

　 □　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

２（１）当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。（※該当する保険をマークしてください。）

　 □　雇用保険　　　　　　□　健康保険　　　　　　□　厚生年金保険

（２）法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

（※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。）

□　従業員規模等による（従業員　　　　人）

□　国民健康保険組合への加入による

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）

３　当社は、下記の工事の受注者となったときは、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の事業者（以下「未加入者」という。）を、下請負人としません。

４　当社は、下記の工事において施工体制台帳の作成時に、下請負人の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認します。

５　当社は、下記の工事において下請負人に未加入者があったときは、その旨を八尾市に報告するとともに、一次下請負人は、30日以内に、二次以下の下請負人は、60日以内に加入させます。（但し当該30日、60日は受注者と八尾市の契約期間内とします。）また、当該下請負人が未加入である旨を八尾市が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底します。

工事名

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

（あて先）八尾市長

　　年　　月　　日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

※本書において、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構（年金事務所）](http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.jsp)に、雇用保険については[厚生労働省（公共職業安定所）](http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)に、お問合せください。